（厚生年金保険法施行規則の一部改正）

第三条　厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（船舶所有者に該当しなくなった場合の届出） **第五条**　（略） ２　前項の届書には、登記事項証明書その他の船舶所有者に該当しなくなったことを証する書類を添付しなければならない。 （船舶所有者の氏名等の変更の届出） **第十六条**　船舶所有者は、その氏名、住所、第四条第一項第五号に掲げる事項又は同項第六号に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届書を厚生労働大臣に提出しなければならない。この場合において、その船舶が厚生年金保険法第六条第一項第三号に規定する船舶であるときは、当該届書にその旨を付記しなければならない。 一　氏名、住所、第四条第一項第五号に掲げる事項及び同項第六号に掲げる事項 二　変更前の氏名、住所、第四条第一項第五号に掲げる事項又は同項第六号に掲げる事項及び変更の年月日 ２　前項の届書には、登記事項証明書その他の前項第一号に掲げる事項を証する書類（厚生労働大臣が必要と認めるものに限る。）を添付しなければならない。 （仮住所） **第二十二条**　（略） ２　（略） ３　前項の申請書には、前項第一号に掲げる事項を証する書類及び登記事項証明書その他の前項第二号に掲げる事項を証する書類を添付しなければならない。 ４　前二項の規定は、仮住所を変更又は廃止しようとする場合に準用する。 （法第百五十三条第一項第十五号の厚生労働省令で定める権限） **第百九十一条**　法第百五十三条第一項第十五号の厚生労働省令で定める権限は、次のとおりとする。 一　第四条第一項の規定による届書の受理 二～十六　（略）	（船舶所有者に該当しなくなった場合の届出） **第五条**　（略） ２　前項の届書には、船舶所有者に該当しなくなったことを証する書類を添付しなければならない。 （船舶所有者の氏名等の変更の届出） **第十六条**　船舶所有者は、その氏名、住所、第四条第五号に掲げる事項又は同条第六号に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届書を厚生労働大臣に提出しなければならない。この場合において、その船舶が厚生年金保険法第六条第一項第三号に規定する船舶であるときは、当該届書にその旨を付記しなければならない。 一　氏名、住所、第四条第五号に掲げる事項及び同条第六号に掲げる事項 二　変更前の氏名、住所、第四条第五号に掲げる事項又は同条第六号に掲げる事項及び変更の年月日 （新設） （仮住所） **第二十二条**　（略） ２　（略） （新設） ３　前項の規定は、仮住所を変更又は廃止しようとする場合に準用する。 （法第百五十三条第一項第十五号の厚生労働省令で定める権限） **第百九十一条**　法第百五十三条第一項第十五号の厚生労働省令で定める権限は、次のとおりとする。 一　第四条の規定による届書の受理 二～十六　（略）
（新規適用事業所の届出） **第十三条**　（略） ２　前項の届書には、登記事項証明書その他の当該届書に記載した事項を証する書類（機構が必要と認めるものに限る。）を添えなければならない。 ３　第一項の届出は、機構に健康保険法施行規則第十九条第一項の規定によつて届書を提出するときは、これに併記して行うものとする。この場合において、同条第二項の規定に基づき、当該届書を提出する事業所（協会が管掌する健康保険の適用事業所に限る。次条第三項において同じ。）の事業主が、当該届書に併せて、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第四条の二第一項の規定による届書（同法第七条第二号に規定する有期事業、同法第三十三条第三項に規定する労働保険事務組合に同条第一項に規定する労働保険事務の処理が委託されている事業及び同法第三十九条第一項に規定する事業に係るものを除く。）又は雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）第百四十一条第一項の規定による事業所の設置に係る届書を提出するときは、事業所の所在地を管轄する労働基準監督署長（以下「所轄労働基準監督署長」という。）又は事業所の所在地を管轄する公共職業安定所長（以下「所轄公共職業安定所長」という。）を経由して提出することができる。 ４　（略） ５　前項の届書には、登記事項証明書その他の当該届書に記載した事項を証する書類（機構が必要と認めるものに限る。）を添えなければならない。	（新規適用事業所の届出） **第十三条**　（略） （新設） ２　前項の届出は、機構に健康保険法施行規則第十九条第一項の規定によつて届書を提出するときは、これに併記して行うものとする。この場合において、同条第二項の規定に基づき、当該届書を提出する事業所（協会が管掌する健康保険の適用事業所に限る。次条第三項において同じ。）の事業主が、当該届書に併せて、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第四条の二第一項の規定による届書（同法第七条第二号に規定する有期事業、同法第三十三条第三項に規定する労働保険事務組合に同条第一項に規定する労働保険事務の処理が委託されている事業及び同法第三十九条第一項に規定する事業に係るものを除く。）又は雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）第百四十一条第一項の規定による事業所の設置に係る届書を提出するときは、事業所の所在地を管轄する労働基準監督署長（以下「所轄労働基準監督署長」という。）又は事業所の所在地を管轄する公共職業安定所長（以下「所轄公共職業安定所長」という。）を経由して提出することができる。 ３　（略） （新設）